

消費税インボイス制度への準備はすんでいますか？

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入控除額の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。この制度は、免税事業者を含めてすべての事業者が対象となる可能性があります。

導入後は、仕入控除対象となる事業所になる場合は、適格請求書発行事業者になる必要があります。

○適格請求書とは？

売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段で一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類する書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）をいいます。

記載事項は、①適格請求者発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目であることがわかるように） ④税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率 ⑤消費税額等

○適格請求書発行事業者登録制度とは？

・適格請求書を発行できるのは、適格請求者発行事業者に限られます。

・適格請求者発行事業者になるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。ただし、課税業者でなければ登録を受けることができません。

※適格請求者発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税業者にならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

※登録事業者の申請期間は、令和3年10月1日から令和5年3月31日までとなります。

詳しくは、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) でご確認ください。

インボイス制度セミナー開催

令和5年10月1日からの、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入まであと1年となり、今回の制度は、免税事業者を含めてすべての事業者が対象となる可能性があります。

商工会では、事業者の皆様向けに「ここだけはおさえおきたい インボイス制度セミナー」を下記の日程で開催いたします。

受講申込等の詳細は、同封のセミナー開催チラシをご覧ください。

開催日時：令和4年10月24日（月）14：00～16：00

開催場所：長南町商工会館

講師：税理士・行政書士 小澄 健士郎 氏

小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

令和4年度の「持続化補助金」の第9回目の受付期間は9月20日（火）までとなります。10回目は12月が予定されています。正確な締切日は発表されていませんが、発表があり次第、郵送にてご案内いたします。

第9回：2022年 9月20日（火）

- ① 通常枠【補助率 2/3 50万円】
- ② 賃金上げ枠【補助率 2/3 200万円】
- ③ 卒業枠【補助率 2/3 200万円】
- ④ インボイス枠【補助率 2/3 100万円】

なお、「公募要領」・「申請様式」は、全国商工会連合会 (<https://www.shokokai.or.jp/>) に掲載されていますので、申請用件等ご確認ください。

